

徳島県告示第六百三十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 契約に係る物品等の名称及び数量

教員用パソコン 六百二十一台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和四年八月二十四日

四 契約の相手方の氏名及び住所

四国通建株式会社

愛媛県今治市南大門町一丁目一―一五

五 契約金額

四千九百四十九万二千三百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第八号